

第2回 ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会 議事録（要旨）

- 1 開催日時 平成25年8月1日（木）19時00分から21時20分
- 2 開催場所 クリーンプラザふじみ3階研修ホール
- 3 委員出欠 出席 10人（欠席者2人）
出席委員 井上稔、岩澤聡子、柏原公毅、小林義明、嶋田一夫、清水富美夫、
角田透（副委員長、健康部会長）、藤吉秀昭（委員長、施設部会長）、
牧野隆男、増田雅則
- 4 出席者
事務局 齊藤忠慶、澤田忍、荻原正樹、佐藤昌一、土方明、深井恭、飯泉研
エコサービスふじみ株式会社 望月博文
- 5 傍聴者 1人

【議事次第】

- 1 開会
- 2 報告事項
 - (1) 第1回ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会議事録（要旨）
 - (2) クリーンプラザふじみの概要・リサイクルセンターの概要について
 - (3) 環境測定結果について
- 3 協議事項
 - (1) 施設部会
 - ① 水銀問題について
 - ② 緊急時の対応について
 - (2) 健康部会
 - ① 施設周辺における健康問題等のついて問われた場合の対応について
- 4 その他
 - (1) 次回日程
- 5 閉会

【配付資料】

議事次第

- 【資料1】 第1回ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会議事録（要旨）

- 【資料2-1】 クリーンプラザふじみパンフレット
- 【資料2-2】 リサイクルセンターパンフレット
- 【資料3】 環境測定年間スケジュール
- 【資料4】 東京二十三区清掃一部事務組合の水銀問題と対応について
- 【資料5】 JFEの対策 水銀対策（案）
- 【資料6】 食物連鎖について
- 【資料7】 排ガス中水銀濃度異常上昇時の対応操作基本手順（案）
- 【資料8】 審議事項の対応フロー

【会議録】

19時00分 開会

1 開会

事務局 : 【配付資料の確認】及び資料4の差し替え依頼。

委員長 : きょうは前回欠席されていましたが副委員長が出席されていますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

副委員長 : 第1回目の会に欠席ということは、大変申しわけございませんでした。きょう第2回はいろいろ考えてこなくちゃいけないことがあったようなんですけれども、ともかくきょう初めてお目にかかるということで、よろしくお願いいたします。

2 報告事項

(1) 第1回ふじみ衛生組合安全衛生専門委員会議事録（要旨）

委員長 : 報告事項の第1番目、第1回の議事録について、事前に確認されていると思いますが、何かございますか。ないようなので、それでは、事務局のほうから、この内容で公開の手続きをお願いいたします。

(2) クリーンプラザふじみの概要・リサイクルセンターの概要について

事務局 : それでは、リサイクルセンター概要からご説明をさせていただきます。パンフレットではなくて、紙ベースのものになってしまうんですけれども、こちらございますか。

まず、リサイクルセンターでございますけれども、三鷹市、調布市の両

市民の家庭ごみのうち、まず粗大ごみ、不燃ごみ、プラスチックごみ、ペットボトル、びん・缶、有害ごみ、そういったものがこちらに搬入されてきて、こちらの施設ではできる限り資源化をして、リサイクルの原料となるようにしているものでございます。

まず、リサイクルセンターではコンベアのラインが3本ございまして、上の1番に書いてあるコンベアがプラスチックごみと不燃ごみを選別して流すラインでございまして、こちらが2本ございます。下の1本が選別できないごみの流れといたしまして、複合素材でできている小型家電製品とか、プラスチックでできた衣装ケースみたいな、ある程度大きなごみ、こういったものを破碎している破碎系のライン、これが1本ございます。リサイクルセンターは基本的には中央棟のプラットホームでおろしたごみを、まずは大きく分けますと3つございまして、鉄、アルミ、ステンレス、そういったものをとりあえず資源として取り出すもの、そしてあとはライターですとか、スプレー缶ですとか体温計、乾電池など有害的なごみを取り除くもの、そして最後の1点が資源とならないもの、3つに分けて処理してございます。

リサイクルセンターの年間の搬入量が大体1万9,000トンございます。三鷹市が大体人口が18万人、調布市が22万人で、合わせますと40万人ございますので、それを1万9,000トンで割りますと、1人当たり年間約50キログラムのごみを出しているといった計算になります。

そして、最終的には資源となるものというのは鉄とか、アルミとか、ステンレスなんですけれども、こういったものは機械でプレスして、事業者のほうに有価物として引き渡します。そして、プラスチックにつきましても、再商品化事業者といたしまして、無償でプラスチックをまた機械で圧縮するんですけれども、これを圧縮して、事業者に引き渡しを行います。ペットボトルにつきましても、再商品化事業者に引き渡しするものと、あと私どもふじみ衛生組合では独自でペットボトルは有価で売っているということもございます。飲料系のびん・缶につきましても最終的にはプレスして、有価としてリサイクル事業者に売り払いを行っているということもでございます。

リサイクルセンターの概要につきましては以上でございます。

事務局 : 続きましてクリーンプラザふじみ、焼却施設の概要についてご説明をさ

させていただきます。このカラーのパンフレットをごらんいただきたいと思
います。

1 ページから 2 ページをあけていただきますと、クリーンプラザふじみ
の施設の概要、設備の概要が載っております。先ほど説明がございま
したとおり、三鷹市民約 18 万人、調布市民約 22 万人、合計 40 万人の可
燃ごみを処理する施設が、こちらクリーンプラザふじみでございませ
す。また、リサイクルセンターでどうしてもリサイクルできない残渣につ
きましてもクリーンプラザふじみのほうで受け入れを行いまして、焼却
を行っております。

施設ですけれども、全連続燃焼式ストーカ炉という焼却炉でござい
ます。ストーカ炉というのは非常に歴史のある、しっかりした技術の
焼却炉でございまして、以前の三鷹市の環境センター、また二枚橋衛
生組合の焼却場でも同様のストーカ炉が採用されております。また、
全連続燃焼式という全連続ですけれども、今の焼却場は一度火をつ
けますと、できる限り 24 時間 365 日に近い形で燃やし続けるとい
うタイプのものがございます。それで、全連続という名前がついて
おります。

ダイオキシン類対策のためでございまして、ダイオキシンというの
は温度帯でいいますと、250 度から 400 度の温度帯で発生するとい
われております。今の焼却場は 900 度前後の高温で燃やし続け、で
きる限り 250 度から 400 度の温度帯を通らないようにするというこ
とで、連続で燃やすということが基本となっております。ただ、そう
は言っても機械ものがございますので、実際には 3 カ月に 1 回程度
焼却炉をとめまして、点検を行っているところでございます。

焼却能力が 1 日 288 トンでございまして、144 トンの能力の焼却
炉が 2 炉ございます。この 288 トンという施設規模を算出したとき
の計画の年間のごみ処理量でございませけれども、7 万 7,300 トン
という量でございませ。ただ、おかげさまで三鷹市も調布市も、市
民の方がごみの減量に非常に熱心に取り組んでいただきまして、お
そらく本年度、平成 25 年度は約 7 万トン程度ということで、計
画ごみ処理量よりも約 1 割程度減量が図られるのではないかと期
待しているところでございませ。

また、本施設では、焼却に伴って発生した熱エネルギーを用いま
して、発電を行っております。発電機の能力は 9,700 キロワット
ということで

ございますけれども、これは最高出力でございます、1年平均いたしますと、この半分程度ということになるかと思えます。計画の段階では年間に約4,400万キロワットアワーを発電いたしまして、そのうちの3分の1弱、約1,100万キロワットアワー程度施設で自己消費をして、残りの約3,300万キロワットアワー程度を売ろうということで計画をしております、今のところ年間約3億5,000万円程度の売電収入を見込んでいるところでございます。

それから、設備の概要に入りますけれども、こういった住宅街に建っているということもございまして、排ガスにつきましては国等の基準よりもさらに厳しい自主規制値を設けているところでございます。ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素等々、大体国の基準の4分の1程度の自主規制値を設けております。

また、ダイオキシン類につきましては、国の基準と同等ではございませんけれども、国の基準そのものが平成14年12月から非常に厳しくなり、ヨーロッパ先進国並みの基準になりましたので、これで十分だろうということで、国と同等の基準としております。ただ、実際に排ガスの測定結果につきまして申し上げますと、ダイオキシン類につきましては0.0000とゼロから6つから7つ並ぶということでございまして、これは周辺の大気のダイオキシン類よりもさらに低い数値というふうになっております。

また、水銀につきましては、前回の専門委員会でも話題となりましたが、国等の規制値はございませんけれども、ふじみ衛生組合の自主規制値として0.05ミリグラムを定めたものでございます。

それでは、焼却の設備について説明いたします。1枚めくっていただきまして、3ページに処理フローシートがございまして、こちらをごらんいただきたいと思えます。

三鷹市、調布市から収集いたしましたごみは、収集車の重さをはかった後、プラットホームからごみピットに投入いたします。こちらのごみピットは約1万立方メートルございまして、施設能力288トンの1週間分をストックすることが可能でございます。ごみピットに蓄えられましたごみはごみクレーンでつかみまして、ごみ投入ホップのほうに投入されます。ごみ投入ホップに入りましたごみは給じん装置で送られまして、焼却炉の心臓部でございます火格子というところに入ってまいります。

ここで絵が3つに分かれています、最初の3分の1が乾燥ストーカということでございまして、ごみを乾燥させます。ごみの中には生ごみのように水分の多いごみがございしますので、そういったごみについては3分の1のところ乾燥させます。

そして、真ん中のところ、これは燃焼ストーカでございまして、基本的にはここでごみを燃やすということになります。

残りの3分の1ですけれども、こちらは後燃焼ストーカと言いまして、真ん中の燃焼ストーカの部分で、燃え切らなかったものにつきましては、残りの3分の1の後燃焼装置というところで燃やしまして、完全な灰になります。灰につきましては灰ピットというところに運ばれまして、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設、場所は東京都日の出町というところ、ここから西に約40キロほど離れたところでございますが、そちらのエコセメント化施設でセメントに再利用されております。

また、排ガスの流れでございまして、排ガスにつきましては焼却炉からボイラーを通りまして、そこで熱回収を行って発電を行います。そして、ボイラーを通った排ガスはエコマイザー、減温塔というところを通りまして、急冷をいたします。先ほど言いましたとおり、ダイオキシン類の発生温度帯は250度から400度ですので、この減温塔で200度以下に一気に急冷をいたします。そして、急冷するとともに、苛性ソーダを吹き込みまして、そこで排ガス中に含まれる塩化水素等を取り除いております。ただ、それでも完全に除去することはできませんので、ろ過式集じん器手前で消石灰、活性炭等を吹き込みまして、排ガス中に含まれております硫酸化物、塩化水素、ダイオキシン類等をダストとともにろ過式集じん器で取り除くということになります。

そこでかなりきれいな排ガスになるわけですが、さらにその次の段階としまして、脱硝反応塔というところを通ります。脱硝反応塔の中には金属の触媒がございまして、車の排ガス処理をするところでも金属の触媒は使われていますけれども、それと同じようなもの、もっと大きなものですけれども、脱硝反応塔にアンモニアを吹き込むことによりまして、そこでさらに窒素酸化物、ダイオキシン類を除去いたします。そして、最終的にきれいになった排ガスを煙突から出すということになります。

本施設の特徴としまして、煙突のところを見ていただきますと、中に3

本の煙突がありまして、1本が臭突と書いてございます。これは臭気、におい対策のためでございまして、焼却場が動いているときには基本的には建物の中の空気、ごみピットの空気、そういった周辺の空気につきまして燃焼用の空気ということで燃やしております。ですので、においは全くしないわけでございますけれども、やはり年に1回、法定点検等で1週間から10日ほど全炉停止をいたします。その場合は、脱臭装置という活性炭層をとおしまして、一般的な焼却場ではその空気を屋上とか、建物から逃がすというのが普通でございますが、ここは住宅地に近いということから、活性炭層を通した空気を建物の屋上から逃がすのではなくて、100メートルの臭突から逃がすということになります。100メートルの上空から地上におりてくるまでには十分拡散されて、全く臭気はしないような状態になるということでございます。

それからもう一つ、ろ過式集じん器でつかまえましたばいじんでございますけれども、これにつきましても、先ほど言いましたエコセメント化施設のほうでセメントとしてリサイクルを行っております。

委員長 : 以上の説明に対して質問等ございますか。

J 委員 : リサイクルセンターの資料は平成23年度になってはいますけれども、現段階では新しい設備、新しい装置は付加されていないのでしょうか。

事務局 : 先ほどその点、説明をしなかったのですけれども、さっきの2番目に破碎系のラインというのがございましたけれども、これは平成24年度まで稼働させておまして、平成25年4月からこの機械は停止しております。これはいろいろ要素があるんですけれども、臭気の問題だったりとか、あそここのクリーンプラザふじみ建設中についてはリサイクルセンターの残渣は民間で処理をしていたというのがございましたので、どうしても不燃ごみの残渣を減容化しなければいけないということがございました。

それで、ここの施設を建てた機会に、細かくそこまで粉碎して減容化する必要はなくなったということから、破碎系のこのラインは停止させていただきまして、そのかわり、先ほどご質問ありました、これ以降の新しい機械といたしましては、今、東棟に小型破碎機というものを設置しました。これは6月に完成したものでございまして、先ほど破碎系のラインをとめましたので、プラスチックのある程度大きなもの、旅行のカバンだったり、プラスチックの衣装ケースだったり、そういったものはそのままの形でこ

ちらのクリーンプラザふじみのプラットホームに投入できませんので、小型破砕機で破砕をしてから残渣としてクリーンプラザふじみに運んでくるといった形にしておりますので、小型破砕機だけは新たに設置したということでございます。

委員長 : それでは、もう一つ私のほうから追加質問ですが、ここの施設はきれいにした排ガスの濃度ををはかっているわけですが、そのはかっている位置と、今、問題になっている水銀をとる装置はどれが働いて、どういうふうにとっているかというのを説明してください。

事務局 : まず、排ガスにつきましては、基本的には煙突の中間部ですね、一般的には煙突出口と言われてはいますが、その部分ではかかっております。また、水銀ですけれども、どこで主にとっているかというと、この中でろ過式集じん器というところがメインになっております。そこに活性炭等を吹き込んでおりますので、もし水銀が入っていれば、ばいじんとともにろ過式集じん器のフィルターに付着をさせるという形です。

そこでとるということになりますが、水銀の場合、非常に気化しやすいということから、いちどに大量の水銀が入ってきた場合、ろ過式集じん器でとりきれない場合がございます。ただ、このろ過式集じん器で水銀は九十数%までとることができますので、大量の水銀が入らない限りは全く問題はなく、先ほど申し上げました自主規制値の0.05というものは十分クリアできます。しかし、今回は皆様にもご報告させていただきましたとおり、100グラムという単位で、塊で水銀がたまたま入ってしまったために、ろ過式集じん器でも全てとり切ることができなくて、煙突から出てしまったというのが実情でございます。

委員長 : ただいまの説明ですが、1つつけ加えますと、この煙突出口の水銀の測定データがどんどん高くなっていくといったときに、これはフィードバック制御ですね。この活性炭の供給量を増やすという仕組みが入っています。その供給する能力は上限があるものですから、それ以上に水銀が入ってきたら出口濃度は高くなっていく。要するにとり切れないことになるというので、今回はとり切れる能力というのをもっと高くしようという検討を今されているということです。

(3) 環境測定データについて

委員長 : それでは報告事項3の環境測定結果の報告をお願いします。

事務局 : それでは、報告事項の3番目、環境測定結果についてご報告をいたします。資料につきましては資料3になります。A3横長の2枚組みのものです。

この資料の意味ですけれども、ふじみ衛生組合では地元協議会設置要綱というのがございまして、リサイクルセンター、クリーンプラザふじみの施設や運転に関する事項につきまして、地域住民の皆様と地域環境の保全と住民の健康・安全の確保、それから処理施設の円滑な運転をはかるための協議の場といたしまして、平成21年11月に地元協議会を設置しております。地元協議会で協議されましてまとめられた「ふじみ衛生組合ごみ処理施設に係る環境保全に関する協定書」というのがございまして、その協定書の第13条に環境測定及び調査という項目がございます。この13条に基づきまして、この資料を地元協議会にお示しするものでございます。本日、専門委員会の委員の皆様にも現状を理解していただくということで、この資料を出させていただきます。

では、資料に戻りますけれども、資料の1枚目をごらんいただきまして、一番上にクリーンプラザふじみの年間運転計画というのが書かれてございます。ふじみには1号炉、2号炉と2炉ございます。それから、発電のためのタービン施設、共通設備とございまして、横軸が4月から3月までのカレンダーになっています。横棒が振られている部分が、設備を運転するという印になっております。切れているところは休止をするということで、年間のスケジュールはこのようになっております。それに対しましてその下の欄、排ガス測定、その下にいきまして騒音・振動・臭気・排水の測定、その下が周辺大気の測定、一番下にいきまして放射能に関する測定、大きく分けて4つの測定をいたします。

それから、一番右側に備考の欄がございますけれども、年6回測定であるとか、年2回測定だとか、備考欄に回数が書かれておりますけれども、この回数が先ほど申し上げました協定書に載っている測定回数でございます。

カレンダーになっておりまして、例えば排ガスの測定の6月のところに1号炉は黒ポチがいっぱいございますけれども、この黒い印のところでこの測定を行いますというものです。既に4月のところ、2号炉というのを見ていただきますと数値が入っておりますけれども、これは測定済みとい

う確定したものについて数値を書かせていただいております。1号炉につきましては6月に変更というふうにございますけれども、前回のこの委員会のときにお話ししたとおり、水銀が出た関係で1号炉を緊急停止いたしました。この関係で1号炉については測定ができておりませんで、6月に変更したというものでございます。以降、騒音・振動・臭気、この辺につきましても4月に●がついてはいますが、一番条件の悪いところで測定をしたいということで、1号炉が停止してしまった関係で騒音・振動については7月に変更しております。

表についてはそのような見方をさせていただきたいと思っております。詳しい数値の説明はいたしませんけれども、数値的に自主規制値あるいは国の基準値等を超えたという項目は一切ございません。

2枚目にいきますと、こちらが周辺大気の測定ということで、今こちらの表に9カ所ほど測定ポイントを書かせていただいております。上の2つ、三鷹市立南浦小学校、しいの木公園という2カ所につきましては、排ガスの最大着地濃度出現地点付近ということで、この2カ所について継続して今後も測定していこうというところでございます。

備考欄に春、夏、秋、冬というふうに書かれておりますが、これにつきましては施設が稼働いたします前、全く動いてない状態のとき、平成24年度に測定をいたしております。その下、三鷹市立第6中学校から一番下のふじみ衛生組合敷地内というふうに書かれておりますところ、これは施設の稼働前に測定をしておりますけれども、これは環境アセスのとき、平成20年に測定したデータとなっております。備考欄に書かれている春のデータと、今年稼働後の4月のデータを見比べていただきますと、この施設運転後どうなったのかなということがよくわかると思っております。

例えば三鷹市立南浦小学校、しいの木公園につきましては、施設稼働前と稼働後を比較してみますと、項目は6項目ございますが、どれも稼働後のほうが低いという数値になっています。それから、アセスの平成20年度に測定をいたしました三鷹市立第6中学校以降のデータを見比べてみますと、少し注目するポイントがございます。二酸化いおうというところをちょっと見ていただきますと、備考欄に書いてございます春のデータ、三鷹市立第6中学校0.001でしたけれども、この4月にはかったデータ0.002と、この二酸化いおうが20年に測定したデータよりも、今年稼働

後の今年4月にはかったデータが高くなっております。これにつきまして
はちょっと原因がございます。

測定につきましては、J I S で定められました J I S B 7 9 5 2 という
方法ではかるんですけれども、この J I S B 5 7 9 5 2 という測定方法に
は2種類ございます。平成20年に測定をいたしましたのは紫外線蛍光法
という項目ではかりました。25年度、この4月にはかったのは溶液導電
率法という、同じ J I S の型番になるんですけれども、測定方法が若干違
っているということでございまして、手元に平成22年度にこの両方の方
法ではかったデータがあるんですけれども、紫外線蛍光法ではかりますと
全国平均0.002、ところが溶液導電率法というものではかりますと0.
004と、ちょっと倍のデータ。やはり溶液導電率法というのではかると
高めのデータが出るということでございますので、同じ J I S で定められ
た方法なんですけれども、ここに記載させていただいているデータについ
ては、二酸化いおうについてはちょっと値が多めに出ってしまったのではな
いかと推測されております。

二酸化いおう以外のものにつきましては、ほとんど数値が同等ぐらいの
数値で、この4月についてはデータがとれております。

環境測定の結果についての報告は、以上になります。

委員長 : 周辺大気の測定の中の建設地というのはふじみ衛生組合の敷地内ですけ
れども、煙突の近くなんですか。

事務局 : 完全に工事着手前と着手後と同じポイントはとれないんですけれども、
皆さん来られたとき、自動ドアで入ってこられましたよね。あの横あたり
に建っています。ほぼ同じ位置ということで、その位置を選定して測定い
たしております。ふじみ衛生組合の、まさに皆さんが入られた自動ドアの
すぐそばです。

委員長 : ということは、ダウンドラフトかなんかで下に落ちてこない限りは、あ
まり影響は受けない場所ということですかね。採取口は、地上は1.2メー
トルぐらいの高さですか。

事務局 : はい。おっしゃるとおりで、大体それぐらいの位置に大気を吸い取る採
取口がございます。

委員長 : あと、できればほかの位置が地図上はどういう位置にあるかというの
があると、もっとわかりやすかったんですね。これくらい拡散していく場所

で測ろうとするものですというのが分かる。周辺環境の値というのは自動車排ガスの影響も出ますし、いろいろな影響を受けていますので、清掃工場の影響が大きい、少ないということはなかなか言えないんじゃないかと思うんです。

J 委員 : ちょっと記憶だけで、今、資料を忘れて持ってこなかったんですが、今の資料の水銀の値がたしか5月に異常値を示して、それで一時稼働をとめたということがあって、5月の数値が入ってないんですね。それで6月、7月と来ているんですが、この数字の変化というのはどういうふうになっているかお伺いしたいんです。

事務局 : 5月に水銀の数値が高くなって焼却炉をとめたというのは、あくまでも煙突の出口、すなわち排ガス中に含まれる水銀の濃度が高くなったのでとめたということでごさいます。きょうお示ししておりますのは周辺の大気、空気そのものの測定でございますので、数値は桁が全然違うということでごさいます。煙突出口が非常に高かったということで、前回、焼却炉をとめたというお話をさせていただいております。その数値ですけれども、0.2ミリグラム。ですから、今回の水銀の数値は0.00と並んでいますので、周辺大気と煙突出口の水銀の濃度は随分と違う。それは言えると思います。

J 委員 : それは、わかりました。ただし、私の新たな質問は、5月の数値と、6月、7月も経過しておりますので、その数値はどうなっているんでしょうかという質問です。

事務局 : この表の排ガスの測定項目で5月と書かれているところは、もともと●が入っておりません。年に6回測定ということでごさいますので、一番最初の計画は4月、7月、9月、11月、1月、2月と6回はかろうとしていたんです。6月というのは、4月に1号炉がとまった関係で6月に変更したということでごさいます。この資料3をつくる時に私どもにまだ正式な数値が届いておりませんでしたので、今回はお出ししておりませんが、数値的に規制値をオーバーしたということではございません。

ここに書かれている数値は計量証明というのがついている、専門の機関が試料を持ち帰って計測したデータ、一番下にあります空間放射線量率というのはふじみ衛生組合の職員がはかったものでございまして、それ以外のものにつきましては検体を持って帰って、専門の会社が測定をし

たというデータになっております。先ほどの水銀の数値がオーバーしたというのは、ふじみ衛生組合で常時監視しているデータがこれだということでございますので、この表にはその数値は記入していません。

J 委員 : そうすると、確認ですけれども、今、5月に現状の稼働値が上がったということで一応とめた。そうすると、それに対して水銀の注目度というのは上がっていると思うんです。その結果報告というのは、別資料があると思いますけれども、そんなに長くかかるものでしょうか。6月、7月と、7月もう終わりましたから、すぐ対応できる対応というのはいないでしょうか。

事務局 : 先ほども申しあげましたとおり、6月のデータはもう出ています。次回、地元協議会するときには数値が入ったものをお出しできます。今回は、事前に配ったときにはまだデータは出てなかったということです。7月分についてはまだデータはもちろん出ておりません。6月の1号炉の黒ポチのところは、次回は入ったものとして提出できるようになっています。今、私データを控えてこなかったんですけれども、規制値を超えたということはないです。

委員長 : 少し補足説明しますと、施設にある連続測定装置はずうっとリアルタイムで値が出てくる測定ですね。こういうのがあるから、ちょっと出た水銀でも検出できる。このデータはここで公定法で測定した値です。実は公定法ではサンプリングは大変精密にやりますし、1日のうちの1から2時間のガス採取による測定値です。ガス測定は、それを1回やるだけなんです。この方法で採った測定値をこの施設の排出濃度として代表させようというとり方なんです。だから、サンプリングの仕方が全然違うというのを頭に入れる必要があります。ですから、これだけじゃなくて、本当は連続測定装置の値も示しながら、皆さんに説明するのがわかりやすいと思うんです。他にないようでしたら、報告事項はこれで終わりにしたいと思います。

3 協議事項

(1) 施設部会

① 水銀問題について

事務局 : それでは、ここから協議事項ということで、施設部会を開催していただきます。部会の進行を部会長にお願いしたいと思います。

施設部会長： ここからは施設部会の進行をさせていただきます。

まず、施設部会のほうでは協議事項として、水銀問題について現在対策を進められておりますので、その議論をしたいと思います。まずは事務局からその議論に入る前に幾つかの資料を報告して、説明したいということですので、それをお願いしたいと思います。

事務局： それでは、お手元に今配ってございます資料4、資料5、資料6の3点につきまして、順次説明をしてみたいと思います。

まず、1点目、資料4でございます。これは東京都二十三区一部事務組合の水銀問題につきまして、7月9日に実際にお伺いして、いろいろ聞いてきたものをまとめたものでございます。

まず、水銀の混入状況。これは新聞等で皆様ご存じかと思いますが、平成22年6月から7月にかけて4工場で水銀が発生し、東京都の場合は自己規制値という名称を使っておられました。同じく $0.05\text{ mg/m}^3\text{N}$ という単位の自己規制値を超えたということで埋火をされて、対処されたという内容でございます。

その期間につきましては、2番目の水銀混入ごみによる清掃工場の停止・復旧状況というところで、表-1に期間をまとめて記載をさせていただきました。実際に足立工場では非常に大きな数値の水銀の混入があったということで、非常に長くかかった期日がここに記載してございますが、実際お尋ねしたところ、2号炉につきましては定期整備工事にかかる段階で水銀問題が発生して、緊急埋火をしたということで、ここでは約3カ月と記載してございますが、実際の対応工事につきましては他の3工場と同様に、約2週間から3週間の補修工事に対応ができたということだそうでございます。

それから、施設内部の水銀残留調査ということで、これは触媒脱硝装置のところに付着した飛灰をサンプリングして、その水銀の濃度をはかったものだそうでございます。足立工場の場合は非常に高く、11から65 mg/kg という単位でございます。そのほかにつきましては0.19から0.4、あとコンマ1桁オーダーの低い値が千歳工場等に記載されたという内容でございます。

次の2ページでございますが、東京都の施設につきましては排ガス処理設備が当工場と違うのは、湿式という方式を採用されてございます。私ど

もの工場には減温塔、ろ過式集じん器、その次に触媒脱硝反応塔、加湿器と。実際には洗煙設備というのがございません。これが湿式の大きな特徴で、苛性ソーダと液体キレート等を使って排ガスをきれいにするという装置がつけられている。我々の工場にはこういうところがないということで、乾式というところが大きな違いでございます。あと、そこにAからEまでの記号が書いてございますが、その記号の物質に対する除去装置は、そこに記載しているもので対応しているということになります。例えばばいじんにつきましてはろ過式集じん器と。ダイオキシン対策につきましてはBということでございますので、減温塔とろ過式集じん器。水銀につきましてはCという記号でございますので、ろ過式集じん器と洗煙設備。これは苛性ソーダと液体キレートという薬剤を噴霧して、除去するという設備だそうでございます。Dの塩化水素と硫黄酸化物の対応につきましては、ろ過式集じん器と洗煙設備というこの2つのところで対応している。それから、窒素酸化物の対応につきましては最終の、これは当組合の工場に設置されている設備と同様で、触媒反応塔によりアンモニアと反応させて、分解しているという設備でございます。

次に復旧の対応。足立、板橋、光が丘につきまして記載してございます。足立の場合は非常に濃度が高かったということで、ろ過式集じん器のろ布、洗煙設備、冷却吸収塔の充てん剤、脱臭触媒の部品を交換したということでございます。ろ過式集じん器の場合は、ろ布を全交換したということでございます。それから、清掃箇所としてはろ過式集じん器内部から洗煙設備、触媒反応塔、減温塔、煙道、煙突筒身という内容だったそうでございます。他の2工場につきましては、濃度がそれほどなかったということで、清掃のみの対応でできたということだそうでございます。

それから、立ち上げる場合に、周辺環境への影響がないことを確認した上で立ち上げようということで、前回もこの委員会の中で出ましたけれども、大気拡散のシミュレーションを実施したそうでございます。その実施データが表-3に記載してございます。これにつきましては専門業者にそのときの大気、運転管理のデータをお渡しして、シミュレーションを専門家に委託したということだそうでございます。

その結果は、排ガス中の水銀濃度につきましては足立が圧倒的に高く1.5 mg/m³N、そのほかにつきましてはオーダーが2桁ほど低い値であっ

たと。煙突の高さがそこに書いてございますが、足立、板橋、千歳が130メートル、光が丘が150メートル。これらのデータを入れて計算したところ、拡散倍率と着地点水銀濃度、平成21年度周辺大気環境調査をした結果ということで一連に記載をしてございます。東京都からのお話では、全体的に拡散倍率が10万倍以上であったということと、平成21年度の大気周辺環境調査の濃度に比べても低いということから、多分このオーダーであれば平気だろうということで、再度立ち上げを実施していったということだそうでございます。

次に、4ページをごらんになっていただきたいと思います。3の水銀対策でございますが、水銀濃度異常排ガス発生時の対応ということで、これは従前から東京都ではろ過式集じん器の入り口の最大濃度を2ミリグラムということで、かなりの高い濃度の値で定めていたと。そういう濃度がきた場合に対応する手順としてそこに4点ほど書いてございますが、ろ過式集じん器への活性炭投入量の増加、洗煙設備への液体キレート注入量の増加、汚水処理設備の能力を勘案しながら各循環水の引き抜き量を増やす。それから、以上の措置を実施しても煙突入り口水銀濃度が自己規制値を超える場合には、炉の運転を停止するという手順を定めていたそうでございます。

今後の対応としましては、水銀濃度の上昇時に洗煙設備への液体キレートの注入量を増やすということと、ろ過式集じん器出口の排ガス水銀濃度計を新たに設置した中で運転をしていくということで、今、これの対応を整備しているということでございます。

次に、水銀混入ごみに係る排出源の調査ということで書いてございますが、結果から申し上げますと、明確な原因調査等に至るものは発見できなかったということでございます。ただ、最後の2行に書いてございますが、調査対象以外に、廃業した工場、病院、一般家庭等が排出源となる可能性は否定することができないということでありました。

再発防止に向けましては、焼却に適さないものが焼却施設に持ち込まれないように、搬入物の検査を行っている。これは当組合でも今行っている内容と同じでございます。今後の搬入物検査の定時検査や、特定の日に全清掃工場一斉に検査を行う一斉搬入物検査の回数を増やすとともに、新たに強化週間を設けて検査を強化していく。東京都の場合はなぜこういう対

応をとっているかということ、水銀の挙動が出る期間が大体6月から10月の範囲に限られているという状況があるそうでございます。ですから、年間を通じて搬入物の調査を今後継続していく。それとあと、上り旗やチラシを搬入業者に配布しながら、今後も対応を続けるという内容でございました。

次に資料5でございます。資料5につきましては、前回もお話をしましたけれども、触媒反応塔改造工事と別に新たな活性炭、水銀を吸着する活性炭塔を設置していくという2つの方法を今検討しておりますということで、お話ししたかと思えます。そのメリット、デメリットの比較表ということで、その1表にまとめたものでございます。

詳細につきましては、その次の資料をめくっていただきますと、3枚目のところに二面ございますが、脱硝反応塔本体改造ということでポンチ絵にしております。これは脱硝反応塔を拡大して図示しておりますが、現在の脱硝反応塔を輪切りにして、その間に2段の活性炭素を新たに設置するというものでございます。平面で切った平面図というのが左に記載しておりますが、4つのブロックに分かれていて、ここに活性炭カートリッジを充てんして、そこに水銀を吸着、充てんするというシステムでございます。

2枚ほどめくっていただきますと、別棟型活性炭吸着塔（第2案）というポンチ絵があるかと思えます。これはろ過式集じん器の入り口に水銀の連続測定器をつけておきまして、高濃度の水銀ガスが来たということで、ろ過式集じん器の出口の回路を切りかえて、外側に設置してございます活性炭吸着塔にガスを導入していく。そこで水銀を吸着、除去したものを煙突のほうへ導いていく。そのときに自己規制値の0.05ミリグラム以下になっているというものでございます。

これらの能力は両方とも同等でございます。実はこの設計能力というのは、足立清掃工場の1.5というレベルを参考に、除去能率をした設定したものでございます。上限としましては、足立が1.5でしたので、2ミリグラムというかなり高濃度の水銀が月に1回発生したとしても、最低12カ月補修能力があるというレベルのものでございます。

個々のデメリットにつきましては、また資料5の一番最初のページをごらんになっていただければと思うんですが、まず内容としましては、今説

明しました内容のとおりの方が書いてございます。

あと、効果につきましては両方とも同等でございます。

活性炭の量ということで、(設備全体)ということで下に計算式が書いてございます。4,300kg×8、この8というのは4つのパッケージが2段に分かれておりますので、8個のパッケージがあるということで、それが1つ430キロ活性炭を使っております。全体では3,440キログラムの活性炭が必要ですよということでございます。その下の「×2」というのは2炉という意味でございます。ですから、これは2炉併設になりますので、効果では6,880キロの活性炭が必要になりますということでございます。下は1つの塔で両方の2炉のガスに異常があった場合に切りかえるという方式でございますので、2炉の8個のパッケージで済むということで、3,440キログラムの活性炭量ですよという内容でございます。

寿命計算の値でございますが、現在の既存の触媒反応塔の改造では1年でございます。それから、別棟型の場合については約17カ月ということでございます。

動作の確実性ということで、常時、ガスを通した中で除去しているということで、水銀の異常値のガスが通らなくても常にそこにガスが通っておりますので、確実に補修ができるということでございます。それから、ダクトを切りかえてやるということから、動作の切りかえのタイムラグが若干ございますので、その辺が△ということでございます。

それから、IDFというのは誘引通風機ということで、炉の中のガスを煙突のほうに引っ張って吐き出す、大きな扇風機の消費電力でございます。これにつきましては常時脱硝反応塔のところに新たに層を設備しますので、負担がかかるということから△にしてございます。下の別棟型の案につきましては、切りかえ時のみに誘引通風機に負担がかかるということで○という状況でございます。

あと、各項目につきましては、そこに記載している内容についてつけるか、つけないかという、ただそれだけの記載でございます。

あと、工事の期間等につきましては、そこに書いてある期間でございます。

細かい点につきましては、質疑応答の中でお答えをしていきたいと思っております。

最後に資料6でございます。これにつきましては、農林水産省のホームページに記載してある内容のものでございます。食物連鎖にかかわる水銀の影響ということで、本年10月に水銀条約というんですか、水俣条約というものが日本で国連の関係で締結をされるという内容だそうでございます。それに伴いまして水銀に関する、特に食物連鎖に関するものが農林水産省のホームページございましたので、ここに記載をしてございます。

1つは日本人の水銀の摂取状況ということで、そこに4点ほど記載されてございます。この10年間の水銀の摂取量は大きく変わっていないということで、今の日本人の平均摂取量は1人1日に8.4マイクログラムだそうでございます。そのうち88%が魚類からの摂取だそうでございます。

次に発生源の状況ということで、自然界にもまだ多くのものに存在しているという中から、地殻、化石燃料等にも多く含まれて、それを燃焼することによって大気の中に拡散をしているという状況だそうでございます。

あと、魚介類中の水銀については、小魚を大きな魚が食べるということから、どうしても大型の魚に濃縮していくという内容を記載してございます。

裏面につきましては、水銀とメチル水銀の暫定許容一週間摂取量ということで、ホームページに記載されておりましたのが、一般的には今、※の中段のところにも書いてございますが、体重1キログラム当たり1週間の総水銀4マイクログラム、うちメチル水銀が1.6マイクログラムに引き下げられているそうでございます。日本の厚生労働省の食品に関する通知では、平成17年8月にこのメチル水銀については、2マイクログラムということで提示をされております。

これは5のところにも書いてございますが、妊婦の方が摂取をされた場合におなかの中にいる子供に水銀が蓄積されるということから、そこにも書いてございますが、特に妊婦の方につきましては、メカジキ等については2週間に1回、日本では1週間に2回以下、一般的には80グラムとか、そのような規制が書かれておりましたけれども、そういう状況が今、規制ではないんですが、注意を喚起するということからホームページに記載されてございましたので、資料の一環としてご提示をさせていただきました。

施設部会長： なかなか重たい中身の説明だったんですが、資料4の東京二十三区清掃一組の水銀問題の対応、まずこれについて質問がございましたらお願いい

たします。

K 委員 : 資料4の表-3について、足立の例でいいますと、排ガスが192万倍に希釈されるということですが、これは確認になりますが、最大濃度出現地点でそのときの、気候などすべての条件を勘案して、192万倍になるということでしょうか。

事務局 : 東京都に聞きましたら、そのような内容でございました。

委員長 : 今聞かれているのは、例えば1時間平均のシミュレーションで出てきた1時間平均濃度としてされているのか、それとも水銀が出た時間帯に、日数といいますか、1日か2日分の平均なのか、それとも1年を通した年間平均なのか、その平均値の整理の仕方がよくわからないんです。

事務局 : これは水銀が出ている期間のシミュレーションだそうでございます。

K 委員 : 時間当たりがよくわからないのと、水銀粒子の拡散についてですが、この場合二価の水銀だそうで調べてみると相当重いんです。192万倍になるものって信じられないのですが。

事務局 : その辺につきましてもお尋ねしましたけれども、専門の業者に全部データを委託したということで、その辺については東京都もわからないということでした。

施設部会長 : 基本的にガス状ないしはミスト状で小さくなったものは、ガスとして拡散していくという計算をするんです。もしも大きい粒子にくっついて落ちていくようなものは、要するに粒子の大きいやつが沈降するというモデルを入れて予測しないと多分出てこないですね。今、多分沈降のモデルは入っていないと思うんです。

F 委員 : 23区の資料はわかったというか、難しい、わからないこともないんですけども、(2)の設備内部の水銀残留調査ですよ。足立が11とか65とかある。これはいいんですが、ふじみはこういうのを調査しているんですか。ふじみが調査して、ふじみの数値はどうか。それがわかれば教えてほしい。

事務局 : ふじみのほうは、触媒に付着した灰については測定はしてありません。

F 委員 : できないということ？

事務局 : できないことはないんですが、ふじみとしてはやっておりますということでございます。

施設部会長 : 触媒のところは多分同じですから、そこについているダストを調べよう

と思えばデータはとれます。でも、それはやってないという回答でした。

J 委員 : 活性炭の吸着設備、これを新たに設備するというにお金はかかるんでしょうか、どのくらいの金額なんでしょうか。

事務局 : 億の単位でかかります。第1案のほうでイニシャルとランニングを合わせますと約10億円でございます。それから、別棟型のほうでイニシャルとランニングを合わせますと約8億円ぐらいでございます。

施設部会長 : そのランニングって何年間ぐらいですか。

事務局 : 期間としては20年ということです。

J 委員 : トータルすると18億円ですね。

施設部会長 : トータルしません。どっちかだから。

J 委員 : どっちかですか。いずれにしても10億円近くかかる。これだけの内容は長期的に5年間かなんかで検討されて、水銀に対するリスクというものは想定しなかったんでしょうか。発生してから今後またこれをやりますというんじゃない、疑った言い方をすれば、これがもしだめだったら、またお金をかけるということになるんでしょうか。そこら辺が明快度というか、設備をしますというだけではなくて、究極に水銀はこうじゃないとどうしてもできないと、現在の結果はそっちはこうであったと明らかにしてから取りかかるのが通常じゃないでしょうか。

F 委員 : ちょっと関連です。僕もこの前の質問のときにお答えいただいて、1トンに1.5グラムという数値をお伺いしましたよね。1トンの中に1.5グラムって、僕に言わせると、重量からいうとゼロに近い。その程度で除去できない装置というのが、当時の自主規制値を設計段階から承知しているわけですね。議論にもJFEの方はおいでいただいていたらしい。そういう経過で、僕に言わせると、ゼロに近い状況の水銀が除去できないという設備というのは、一体初めからそういう問題はどういうことなのかという疑問を持つんですよ。それを含めて2つの方式のどちらを選択するなんて、僕らは専門的じゃないですから、これは委員長からご指導もいただきながら、これを選択したらいいのかなと考えていますけれども、その以前の問題として、そういう問題も関係してお答えいただければありがたいです。

施設部会長 : ただいまの質問は、計画段階でごみの中にどれくらい水銀が入って来るという条件で最大の除去能力を発揮したときに、0.05をクリアするよう

な入り口濃度をどう設定していたかと。そういう話ですね。そこをまずはっきりした上で、今後、増設しようとするのは何ppmまで対応できることにしようとしているのかをしっかりと理解したいと。そういうことですね。

事務局：まず、当初の設計の思想ですけれども、前回のお話の中で0.05というのは、一般的に言われていますのはクリーンプラザふじみの排ガスの量等からいいますと、ごみ1トン当たり1.5グラムの水銀が入ると、ちょうどそのぐらいの濃度になる。そのぐらいの水銀については十分とり除く能力を備えているというのが今の施設でございます。

水銀がトン当たり1.5グラムと言いますけれども、クレーンで3トン一週につかむのはご存じのとおりですから、そういったレベルでいいますと、最低でも5グラム。ただ、JFEの試算では、その数倍の水銀が入ったとしても除去できる能力は備えているということでございますので、ひとつかみで20グラムとか25グラム。そのぐらいの水銀が入ったとしても除去する能力はあるということでございます。

ですので、前回、K委員からもお話がございましたけれども、一般家庭から出る電池ですとか体温計、そういった一般的なごみには十分対応が可能な能力を備えているということは言えると思います。しかし、今回は非常にイレギュラーな事例でございまして、先ほど言ったとおり、トン当たりのごみの中にそれこそ100グラムとか、そういった単位の大量の水銀が入ってしまったために起きた事象でございまして。

ですので、今後どの程度までの水銀に対応できるような処理能力にするのかというのは、まさしく保険の部分でございまして、例えばきょうお示ししました2つの事例につきましては、足立清掃工場が一番大きな数値が出ておりますので、その大きな数値が出ている足立清掃工場のレベルの水銀が入ったとしても対応が可能な技術でございまして。しかしながら、これを入れたからといって、足立清掃工場の水銀よりもさらに大量の水銀が一遍に入ってしまうえば、対応は不可能でございまして。

ですので、費用対効果の部分もございまして、どこまで保険をかけるかという議論になろうかと思っております。一番いいのは含水銀廃棄物を入れないということでございまして、前回も申し上げましたとおり、徹底的に入り口の部分で搬入物の調査を行うというのが一番確実な方法ではございます。

施設部会長： ただいま事務局のほうでは、足立区の考え方と同じだということで、通常のごみであれば現在、当初設計したもので十分とれると。それは今までのいろいろな施設、東京都内の施設から見ても、ほとんどおかしい設計にはなっていないということなんです。集中して高い濃度のものがすぽっと入ってきたときの問題だということだと思っんです。ですから、これがある頻度で必ず起きていれば、そこをきちっと除去するような装置をつくらなきゃいけないんですが、あり得ないという感じの頻度で入ってくるものにどこまで完璧に対処していくかという、ちょっと難しい議論をしなければいけないということなんです。

J 委員： 過去の経過を見ますと、これは3月26日にいただいた資料なんですけれども、1月16日と1月17日の水銀の測定値がございます。1号炉1回目は、これは試運転最中です。検出限界未満。それから、1号炉2回目は0.003ミリグラム／ m^3N です。1月17日、2号炉、検出限界未満。2号炉、2回目検出限界未満と。それで、2月には同じように検出未満がありますけれども、2月21日には2号炉0.003ミリグラム／ m^3N ですね。だから結局、5月出たというのは私は異常現象だと思うんです。10月から試運転をやっていて発見できなくて、5月に突然出たと。それで、原因がまだわからない。それで、お金をかけることはけしからんと言ってわけじゃありません。だけど、急にここでまた吸着塔をつくるということは、ちょっと早過ぎるんじゃないかということを考えておりますが、いかがでしょうか。

施設部会長： ただいまJ委員のほうから、慌てて10億円もかけるような工事を入れるより、水銀が投入された原因とか、ほかの要素をしっかりと吟味すべきだというご意見だったと思いますが、ほかにご意見ございますでしょうか。

A 委員： 事務局の責任者をやっておりますので、委員の立場で言うとおかしいんですが、今のことに関しましては、当然地元の方々もご心配されておりますので、ここで今決めるとは申し上げておりません。これについてはきょうが専門委員会ですが、この後、ふじみの議会が予定されています。また、地元協議会が8月26日に予定されていますので、それぞれさまざまな意見を伺いながら、さっきおっしゃっているように、コストが非常にかかりますので、そこまでかけてやるのかどうかという議論をきちっとしていきたい。その上で最終決定をしてまいりたいと思っておりますので、きょう

ほとにかく中間のまとめというんですか、検討の中間報告という形でとらえていただければと思いますので、よろしくお願いします。

施設部会長： 事務局にかわって発言していただきましたけれども、事務局のほうでは即つくるということよりは、考えられる案としてはこの2つがある。十分吟味していきながらやっていきたいと。

先ほどの人体への影響とか考えていきますと、すごく急がなきゃいけないというほどのものではないということですね。ただ、環境負荷としては明らかに増えていますから、この水銀の問題は発生源の問題から含めて何か対処しなきゃいけないということは事実ですので、その方法を一緒になって考えていきましょうということで、あまり拙速に結論を出すよりは、しばらく検討したほうがいいんじゃないかと。多分、J委員もそういうご意見ですね。

E 委員： 私もこの問題に関しては、排出源がたしか説明では事業系ごみという話がございましたので、その辺の入るものの調査を精査すればいいのかなと思っております。ですから、この改造案に関してはもう少し待ったほうがいいのではないかなと。同様な意見です。

K 委員： 試運転段階から数カ月間で三、四回起こっているわけです。そのことを考えますと、今後も同様なことが起こる可能性はあると思うんです。だから、確かに20年間10億円、年間5,000万円費用負担増ですけれども、私自身はやってほしいと思います。

施設部会長： 整備すべきだというほうのご意見が1つK委員のほうから。

最近ちょっと続いていますね。従来の水銀への対処方法で、活性炭を噴霧してバグでとるということで、大体とれていた水準がそれを超えて投入されてきている。結構大きいピークが出てしまうというのは、なぜ三鷹でそんなやつが続くか、私は不思議でしょうがないですね。そういう部分もうちよつと明らかになってくれないかなと思いますね。

事務局： 1つわかってきたのは、水銀問題が起こりまして焼却炉をとめた後も、新しいごみがどんどん入ってきています。それについては搬入の検査等を強化しております。新しいごみを燃やした限りでは一切水銀は発生しておりません。その新しいごみを燃やし切ってしまうと、いよいよ4月下旬から5月上旬のごみを燃やすと出てしまうということでございまして、時期的には非常に限定されています。4月下旬から5月上旬のごみの中に入っ

ている。

ただ、それが1カ所にとどまっていれば1回で済んだんでしょけれども、ごみを攪拌しますので、攪拌してしまったために高濃度の水銀が何カ所かに点在してしまった。その何カ所かに点在したごみをつかむと、そのごみから水銀が発生しているということはわかってきました。ただ、4月下旬から5月上旬のごみは既にごみピットに入っていますので、入っているごみをごみピットから出すことは不可能でございます。ですので、そのごみが一段落するまでは、もしかすると今後も水銀の上昇があるかもしれません。それは確かに否定できません。

施設部会長： 長年ごみの問題をやっていますけれども、足立区で起きてから三鷹で同じようなことが起きるとは本当に思わなかったですね。足立区は非常に特殊なケースだと思っていました。東京都内にはいろいろな事業所があるからなという感じの印象だったんです。三鷹でも出たというので、えっと思ったんですけれども、3回続けてきたというのはだれかに恨まれている人がいるんじゃないのという感じがしてしようがないんですけれども、そんな印象ですね。

F 委員： 今回のやつは報告されてない。7月20日でした。4回目だね。

施設部会長： 今回ので4回だそうですね。

J 委員： 私は国会図書館へ行って文章を見たら、これは経験豊富な現場の人、先生方もいらっしゃるのので、私がこんなことをえらそうに言えるわけじゃないんですけれども、ちょっと気になった文章がございまして、読んでよろしいですか。

施設部会長： どうぞ。

J 委員： 排ガス中の水銀処理に最も多く採用されている方式は吸着法である。吸着材として最も一般的な資材は活性炭である。価格的にはほかの吸着材に比べ安価であるが、吸着容量が小さい。さらに排ガス中の水蒸気濃度が高くなるとともに吸着容量が減少し、飽和蒸気濃度に近づくと、吸着水銀を放出する現象も見られる。活性炭の欠点を補うために硫化物またはキレート剤を活性炭に展着した吸着材が市販されている。いずれも活性炭に比べると吸着容量が大きく、処理後の濃度も低くなっている。しかし、排ガス中の水蒸気濃度が高くなると、吸着容量が小さくなっていったという傾向は活性炭と同じである。吸着剤を使用するに当たり最も注意すべき点は、

吸着材が結露しない状態を保つことである。

それからもう1点、排ガス処理における潜在リスクとしては、水銀除去設備の管理不十分による大気への水銀の異常漏出がある。この対策として、排ガス中の水銀濃度を短い間隔で測定し、連続測定が望ましい。管理濃度以下に制御することであると。また、排ガス処理設備に湿式方式を採用した場合、洗煙排水に水銀が含まれるため、排水から水銀が蒸発して、作業環境中の水銀濃度を高くすることである。この対策として、排水の脱水銀処理を十分に行うばかりでなく、排水貯留槽等は密閉式にすべきである。

あとはいろいろ文章がたくさんありますけれども、こんなことで活性炭だけで大丈夫かなというのが私の疑問です。

施設部会長： この吸着材は何を選ぶかという話は、経済性を一番考えて活性炭を選ぶというのが一つですね。それから、ほかの重金属もとれますし、有機性の化合物もとれますので、ダイオキシンの除去にも効いてくるわけです。そういう意味での相乗効果もありますから、活性炭を使うのが非常に多いと。実質的に経済性と実効性から考えると、こういう選び方がある。ただ、先ほどおっしゃったように、水蒸気の影響ですとかあります。管理を十分しなきゃいけない。それからもう一つは、そこには書いてないんですが、活性炭吸着塔で管理していきますと、よく発火する場合があります。発火対策というのをとらないと火事を起こしてしまう。そういう問題もありますから、どんな装置を入れるにしても、その性能と特性みたいなものをしっかり押さえて、対策を打っていかなくちゃいけないという意味で、ここを施工しているプラントメーカーさんと十分協議しながら、そこはやっていけば大丈夫じゃないかと思えますけど。

おっしゃるとおりで、よく勉強されていますね。ありがとうございます。ほかにございますか。

それでは、皆様のご意見を私のほうで整理しますと、あまりそう慌てなくてもいいんじゃないかと。K委員はこれだけ出たからにはやっぱりつけてほしいというご意見だったんですが、少し時間を置いて整備するということは納得できる線でしょうか。

K 委員： 問題はどのくらいの時間かということですが、僕はできるだけ急いでほしいというのは思います。もう既に起こっているわけですから。

施設部会長： そういうご意見も踏まえて、対策のエンジニア的な詰めは事務局でやっ

ていただくけれども、本当にそれを発注するか、施工に移すかについては、もうちょっと慎重に皆さんと議論した上で、事務局のほうへアドバイスしていきながらやっていったらいかがでしょうか。いいでしょうか。では、そんな方向で進めてまいりたいと思います。

それでは、次に緊急時の対応についてどうでしょうかということ、少しまた議論をしたいということですが、緊急時の対応について事務局のほうでご説明お願いいたします。

② 緊急時の対応について

事務局 : それでは、緊急時の対応についてということで、ふじみ衛生組合から事象が発生した場合に備えて対応するための組織というのは一応整備してございます。また、施設の運転管理、委託業者でありますエコふじみサービス株式会社においても同様に、緊急時の対応組織というのが整備してございます。実際にこの4月、5月にかけて3回ほど発生した、この間の7月20日を含めて4回でございますが、そのときの水銀の排ガス中に含まれる濃度が自主規制値の0.05ミリグラムを超えたときに、きちんとした連絡体制がとれたということは事実だと思います。これは地元協議会または専門委員会の正副委員長にも事象を早急に連絡して、従来の形ができたというのは事実でございます。

そこで、実際には今のそういう緊急時の態勢というものではある程度できていますので、それを踏まえて、この水銀の立ち上げ動作がどうなっているかということにつきましては、エコサービスふじみのほうから資料7ということでいただいておりますので、それに沿って現状の水銀の異常時に対する対応についてちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

まず、フロー図にかいてございますが、黄色いマーカーがしてございます炉定常運転中ということで、これは1炉運転のフロー図でございます。そして、水銀が上昇という下のひし形のところに書いてございますが、そこで活性炭吹き込み量を増量していく。そして、増量していったら、それでも水銀濃度が自主規制値を超えていくか超えないかによって、フロー図が変わってまいります。超えていった場合には、1時間平均値が超えるというふうに表示されますので、その時点で状況の緊急連絡を入れる。そして、

状況を見ながら、そこに四角に枠で囲ってございますが、1)、2)、3)まで書いてございまして、細かな操作手順がそこに記載されてございます。

まず、活性炭の吹き込み量を現状の施設能力の100%まで引き上げていく。それから、焼却炉停止・HOLD運転をし、様子を注視する。これはごみの供給を停止して、埋火の体制にすぐ入れる状態にしておく体制でございます。

そして、その個々の内容につきましては記載してあるとおりでございますが、2番目には水銀の1時間平均値を注視・継続していく。炉を850度以上にバーナーをつけながら昇温していく。そして、FDF、これは押し込み通風機という燃焼空気を入れるファンのことでございますが、空気の押し込み量を減らしていく。

そして、5番目に火格子停止。これは燃焼ストーカのことでございますが、停止をして、空だきにならないように、ごみがある一定の保温をしながら燃えていく状態に保つという状況でございます。3番目に状況の経過を適宜連絡して、状況を見て、なおかつ1時間平均値が下がらない状況であれば、そこで関係者に再度通知をして、埋火の立ち下げの動作に入っていくという流れでございます。万が一、そこで1時間平均値が下がったということであれば、バーナーをつけて保温している状態でございますので、定常運転への復旧操作に入っていく。ごみを入れて、定常運転に復旧していくという体制のフロー図でございます。

現在も、今申し上げたように、水銀の数値が上がった場合に第一報が入り、そういう操作をしても下がらないという状況であれば埋火体制に入る、炉の停止動作に入っていくという状況でございます。これについても現状でも地元協議会、専門委員会のほうにも同時に一報を入れて体制をとっていくフロー図でございます。

今後につきましては、これらの体制をきちんとできるように、今以上に訓練をしながら、また実施できるような体制を常に維持していくように努力をしていく考えでございます。

施設部会長： ただいま今回の水銀濃度異常上昇時の基本手順について説明がございました。この説明に質問等ございましたらお願いいたします。

現場の方が水銀の濃度1時間値を見ながら、どうもどんどん上がっていくなということで、緊急連絡を入れつつ停止操作に入っていくわけですが、

炉をとめていく過程というのは実は燃焼が不安定になるんです。これはよっぽど注意しながらやっていかなきゃいけない。それから、炉温が850を切ったところから、しっかり再燃バーナーを入れながら炉を下げていかなきゃいけない。なぜか？ダイオキシンが出ちゃうんです。ダイオキシンが出ないような完全燃焼を維持ながら、炉をとめていかなきゃいけないという作業に入っていくんです。ですから、あまり慌てて水銀のことばかり頭にあって、ぼっととめたりしたら、逆にダイオキシンの原料をぼんぼんつくことになる。そっちのほうがよっぽど怖い話です。

ですから、その辺をよくよくバランスをとって、ダイオキシンも下げ、水銀の発生も下げるような運転ですから、結構これは注意が要るんです。現場での訓練というのが必要です。だからこそ連続炉にして、毎回立ち上げとか立ち下げがないような炉にしましょうということで、連続期間を長くしているんです。ですから、そういう意味ではここは非常に訓練して、燃焼が不安定にならないように、不完全燃焼が起きないように操作していただきたいと思います。

特に様子を見ながら、確かに0.05は超えたけれども、すぐまた落ちてきたねというときには次にごみを入れて、安定した燃焼に戻したほうがいいと思うんです。ですから、そういうことも十分考えて、全体のバランスを考えた対処を現場でもよく検討されたほうがいいんじゃないかと思うんです。水銀だけにあまり目を奪われないで、もっとひどいことにならないようにするのに一番気をつけてほしいということです。

E 委員 : 基本手順の中の下の方なんですけれども、時間を置いて様子を見るということでございますけれども、これ例えば3時間かけて様子を見るということも考えられないことなんでしょうか。

施設部会長 : それは停止操作に入らないでという意味ですか。一応ごみは供給しつつという意味で。

E 委員 : はい。

施設部会長 : どんどん濃度が上がっていくようではちょっと怖いですね。

E 委員 : それではまずいですね。

施設部会長 : ちょっとぐらい超えたところでずっと見るという手もあるのかということですね。それは超えた状態を許してもらえるのかということに対して超えさせちゃいけないというので、炉をとめたほうがいいという判断をされる

のか、ここが一番難しいところですね。

ですから、0.05というのは、ある意味では上乘せの目標濃度みたいなものですから、これを一つの目安に運転していこうとしていますので、ものすごい勢いで振れ切れるように上がっていくような場合は当然とめに入りますけれども、ふらふらと来て、0.05をちょっと超えるような状態が続いて、また落ちていったねとかという感じのときにわざわざとめる操作をするかというのは、それはとめなくても炉の燃焼状態をフルロードで燃すのか、少し抑えぎみで燃すのかということも制御はありますので、その辺はもうちょっときめ細かに対処するということは必要かもしれないです。それは現場の方と運転される方とよく協議して、その辺のもっと細かい対応策があるのかもしれないです。

- J 委員：私も委員長のご意見に賛成です。それで今、水銀、水銀と言いますから、水銀に集中するんじゃないで、ダイオキシンという最も罪過な問題がありますからね。ただ、問題は許容度が、0.05という数値がどのぐらいオーバーしたら人体に影響するのかと。許容度という数値は覚えていたほうがいいんじゃないでしょうか。例えば現場の方が、先ほど事務局が言われたように、一々超えたらすぐにとめるとか、そんなことに気を使うよりは、許容値があると思うんです。例えば0.2を超えて1.0になったら、どのぐらいの影響度があるかといっても、ある意味では一、二カ月でそれが減衰する場合はあると思いますし、その許容度はあまり数値にこだわらなくてもいいんですけれども、規定値をつくるんだったら、アローワンス（許容度）をつくっておいたほうがいいと思います。そのほうが現場はやりやすいと思いますよね。

施設部会長：大変合理的なご意見だと思います。ただ、0.05という線でこの炉の環境負荷を小さいものにしますということで、周辺の住民の方とも話がついてきていますから、その線はそんな簡単に超えてもいいんだという話しじゃないんじゃないかという気がします。

- K 委員：私も先生が今言われたことははっきり言いたいんですよ。0.05という値は決めたことです。それが何回も守れないということは対策が必要だと思います。したがって、先ほどの話に戻りますけれども、対策をとってほしいと。

もう一つは先生がおっしゃられたように、私もストーカ炉を勉強しまし

て、立ち上げ、立ち下げのときがいろいろな問題が起こるんだということ
で、これはなるべく少なくしたいと。できれば定修を除いて300日ぐら
いは動かしたいぐらいに思っていました。したがって、しょっちゅうとめ
られるのは困る、我々としては非常に不安だということがあります。

そういうこともありまして、対策をとってほしいということですが、今
の装置でも水銀中の93%はとれるそうですね。それがもう1層できるこ
とによって、さらに93%という、1,000分の1オーダーになると思
うんですが、やっぱりこれだけのことが起こると、それぐらいの安全性は
確保しておく必要があるんじゃないかと思います。

施設部会長： 大変いいご意見だと思いますが、ただいまの件は対策をしっかり打つべ
しというほうの代表意見だと思いますが、ほかにございますか。

副委員長： 資料4に戻るわけじゃありませんけれども、二十三区清掃一部事務組合、
実例があるわけですね。そして、こちらのほうでは過去に超えたことがあ
って、いろいろなところでトラブルはあったんでしょうけれども、トラブ
ルの後、多分何らかの対策をしたのか、してないのか、私、あまり通じて
いませんのでよくわからないんですが、資料4は当初の書き方が、水銀の
混入についての1ページ目の一番上、水銀が混入する不適正なごみによる
と、原因を既に決めているような事務組合の資料で、ちょっと気になるん
ですけれども、何かしっかりやったのかなと、ちょっとそんな気がします。
ですから、よその施設の対策とかやったことについてもう少し勉強してい
るといことも少し役立つかなと、ちょっとそんな気がします。

ただ、この資料でとって気になるところは、先ほど拡散倍率のご質問
がありましたけれども、こういう計算でどうなのかなとちょっと気になる
ところです。実際に私たちの実測値というのを見てもみますと、きょうの資
料3で、実際に4月にはかられたのが、2号炉ははかられたんですね。1
号炉はちょっとトラブルがあった。水銀については0.004未満というよ
うなことがあって、これは多分連続測定しているんですね。だから、特別
なことがあったということは確かだと。確かと言うとちょっと言い過ぎか
もしれませんが、だと思うので、0.05を超えちゃいかんというこ
とは確かだったんです。それはお決めになったことですから。だから、0.
04とか0.03とか、そういう下のほうに設定を決めて操作を始めたとい
うのは納得していただける可能性はあると思うので、少しその辺の議論が

あってもいいかなと思う。

施設部会長： 現在、このふじみもそうなのですが、民間に委託して運営されるときに対外的に決めた、ある意味では保証値0.05、これをある意味では常にクリアするというので、むしろ0.03ぐらいを目標値にしておいて運転を管理して行って、それを超えたときには何らかのアクションを起こす。そうすると、ひょっと0.03を超えても、0.05は超えないというやり方をよく要求されたりするんです。それは0.05をきっちり守るといことなんです。

それで今、ちょっと議論していますのは、水銀が炉に入っていますから、これは炉をいろいろいじっても出るものは出ちゃうんです。今回の3回ぐらい、4回ぐらいの経験というのはどれもスポットで入ってきているから、そのスポットというのはある時間を超えると確かに落ちてくるということがあるので、ちょっと様子を見るという手もあるねというのは、先ほどから言っているダイオキシンを増やすような不安定な状態に持っていくよりは、ちょっと様子を見るという手もあるんじゃないかというのを、現場の意見等を聞いたらどうですかというのが私の意見なんです。そういう意味では決めた値をきちっと守っていくというのは、基本的には守らなきゃいけないことだろうと思うんです。

東京都の水銀対策は、4ページ目にありますように、活性炭の噴霧量とかを増やしたり、液体キレート剤の注入量を増やすとかということで、結局捕捉する能力を増やして対応しましょうという対応を一応とっている。と同時に、発生源対策をいろいろと聞き取りしたりして、そちらに対するアクションを起こしているということで、特殊なまとまった、固まったものがぽこっと入れるようなことで起きているんじゃないかという前提で動いているわけです。それはなぜかというと、連続測定装置でずうっとはかっていると、通常は低い値がずうっと続くがある時ぽこっと濃度が上がってきますから、明らかにこの上昇は異常なごみの投入で起きているなという感じがわかるんです。

どうもありがとうございました。ただいまのご意見から少し私に変なことを言ったから、大分話が混乱してきましたけれども、基本的にはこの停止操作でいいのではないかと。それで、なるべく0.05は超えないようなしっかりした運転をやってほしいということなんです、この炉をおとし

ていく操作は言うほど簡単じゃないし、不安定にならないような対応をきちっと考えていく必要がありますねということをご念頭に置いていただきたいと思います。

副委員長： この炉の操作というのは、私はよくわかりませんが、100%フル稼働するというのではなく、75%の稼働とか、50%の稼働とか、自動車のアクセルのような、そんなことというのはできるんですか。

施設部会長： できます。要するに負荷を落としていく。それはあります。定格能力100%が144トンだとしますと、その9割にしたり8割にしたりという燃し方というのはありますので、この炉への負荷を落としていくというか、こういうストーカ炉は一気にとめられないんです。ゆっくりしか下がっていきませんので。そういう意味では、入っていた水銀はこの停止操作に入っても出ていっちゃうでしょうねという感じなんです。

副委員長： 何かスポットでばさっと入るということは、ごみピットの中で攪拌をしていращやるんでしょうけれども、うんとしっかり攪拌すれば薄まるということは期待できるわけですね。

施設部会長： 何に入っているかにもよりますが、こんなびんに入ってきていたら、びんのものがどこかへいくだけの話で。

昔、乾電池の中に水銀が結構入っている時期がありまして、炉の中に乾電池をぽこっ、ぽこっと入れ込んでしまうと、ぴっと出るというのを調査したことがあるんですけども、それくらい水銀は気化しやすいですから、すぐガス側にくるわけです。ですから、何らかの化合物でいろいろな製品の中に薄く入っているようなやつだったら、混合攪拌すれば薄まって、炉に入る密度が均一化されて全体としては下がるから、水銀のガス中濃度は下がるわけです。重要なのは、ガス濃度が高いやつがぽこっと来るのは補足できないですよ。活性炭の噴霧量に限界があるから。だから、集中してくるのを避けるという意味で、混合というのは一つの方法なんです。だから、混合できるような形態で入っていれば、混合は効果的ですね、きっと。そのところは現場ではどうですか、感じとしては。

事務局： 現場でもできるだけ攪拌をするようにということで、徹底的に新しいごみ、古いごみを混ぜてやってはおります。ただ、塊で出てしまうということですので、部会長がおっしゃるように、もしかすると入れ物の中に何かまとめて入っているという可能性も捨て切れないというところはあると思

います。

施設部会長： ほかにご意見ございますか、運転停止操作に入るというのは一応0.05を守るという意味で、水銀濃度が上がった場合には停止に入っていく。基本的にはそういう対応をします。

それから、もしこの点に関してご意見がなければ、次のこういう問題が起きたときの連絡のあり方について、また事務局からご意見をいただきたいと思います。

事務局： 資料8につきましては、前回、専門委員会で事象発生の際の連絡体制について、地元協議会と専門委員会のほうに同時に開催というフロー図にすべきであるというご意見をいただきましたので、今、その修正版ということで、お手元のほうにお配りをさせていただいております。

実際にこれは7月20日（土曜日）午後8時過ぎに2号炉であり、先ほど言った4回目の水銀の自主規制値を超えた場合がございます。このたびも先ほどお話をしました緊急連絡体制を使いまして、地元協議会及び専門委員会に連絡を入れたわけでございますけれども、このときには両委員会とも急遽開催をするという体制が非常に難しかったということもございまして、従前のように地元協議会の正副会長並びに専門委員会の正副委員長にご連絡を申し上げまして、対処の仕方、排ガス処理装置の洗浄をして、その後にはふじみ衛生組合の判断で立ち上げをさせていただくということで、一応ご了承をとらせていただいております。

本来、水銀問題につきましてはここ4回出ているという状況の中から、時間的な対応が恒久対策、先ほども説明しましたがけれども、それが無い限りは今後、こういう着火、埋火、そして洗浄、立ち上げということを繰り返していく中で、飛び抜けてとてつもない量の水銀が出ない限りは、この審議事項の対応フローを基本にした中で従前の対応をとらせていただければ、十分機能できるのかなというふうに考えております。基本的には事象が発生した場合には、この改正版の対応フローに従って物事を進めていきたいと考えております。

施設部会長： ただいまの説明につきましてご質問、ご意見ありましたら、お願いいたします。前回からの修正のポイントは、事象発生後すぐに協議会を開催するということですね。それで、状況を報告していくというのが、まず大きな修正点。それで、その先にちょっと矢印が延びて、専門委員会に開催依

頼で、ワンクッションというか、ワンテンポ置いてぐらいしか専門委員会
は開催できませんよね。そこはここの間でちょっと問題になるのは、とめ
た炉を再稼働するときの判断、そこがまた次のポイントだということだ
よね。その再稼働のポイントのときは、地元協議会のほうからオーケーを
もらえれば、要するに説明が納得していただければオーケーもらえると。そ
ういう構造ですね。そこはいいですか、地元の協議会のご意見としては。

F 委員 : 結構です。

施設部会長 : じゃ、一言。よっぽどのことがない限りというのは、どういうことを想
定されていますか。相当な量の水銀が入って、それは洗浄がそんなに簡単
にできるとは思えないとか、そんなイメージですか。

J 委員 : これは本稼働が4月から始まりましたね。現在、4、5、6、7、4カ
月たっていますけれども、途中経過にはいろいろな変化の大きい事象が発
生すると思うんです。だから、発生したからすぐとめるとか、とめない
とか、そういう短絡的な方法じゃなくて、長期的な観察が必要ですから、あ
る意味では、例えば6カ月なら6カ月経過を見て、数字にこだわるのは必
要だと思いますけれども、一たんとめたら設備の効率が大きく劣化します
から、設備をとめるということはしないで経過を記録的にきちんとして、
それで検修、検査というのか、いろいろ調べていくというのが通常じゃな
いかと思います。

施設部会長 : 水銀問題でこの前まで4回出て、一応一過性的におさまったような話で
すと、そういう意見も出そうな気がします。ここはもう少し一般的に、
ある問題が起きたときの対処方針として専門委員会を開催して、健康被害
とか運転管理のあり方をいろいろ議論して、改善策をつくった上でないと、
なかなか納得してもらえないような流れがフローとしてかいてある、こ
このフローは。だから、こういうことを通してしか再開できないような事態
というのは、結構重たい、大変な事態ですよということを行っているん
です。ですから、今回の水銀問題みたいなのをこんな流れにしていたら、
ずっと炉をとめておこなきゃいけない。

だから、その流れがどういうときは再開でいいよと、どういうときには
こういうふうにはちゃんとしっかり専門的な議論をして、再開まできちん
と審議していこうという流れになるのか、そこがよくわからないですね。
事務局で何か言えますか。

事務局 : 今言われているように、着火、埋火、特に水銀問題につきましましては、ある程度洗浄して、それなりの対応を従前とやっているわけでございます。これについて個々にまた専門委員会、地元協議会をその都度開催を、この件につきましましては水銀問題だけにとって考えますと、やり方としては一つの方法しかございませんので、恒久対策は今後の様子を見る中でどうするかというのは、また議論の結果によることだと思いますから、当面、今直面している問題として、水銀が住民の方と決めた数値を超えた段階では、お約束どおりある程度燃え切った中でとめて、洗浄後立ち上げていくということを繰り返していかざるを得ないと思っております。その場合に現在の連絡というのはきちんとするべきだと考えておりますし、その体制が今できておりますので、水銀については、もし評価していただければ、今後当面のやり方としてはこの方法で進めていきたいというふうをお願いをしたいと思っております。

施設部会長 : ただいま事務局のほうで、当面、水銀問題を前提とすると、この専門委員会で細かい議論をするよりは、洗浄してという一定のパターンを提示した上で、再開に持っていくということ認めてほしいというご意見なんです。

A 委員 : このフローですけれども、一般論で書いておりますから、水銀に限らないということになります。したがって、例えばほかの自主規制値で定めたものがオーバーした場合に原因は何なのかと。水銀の場合は、先ほどから申し上げていますように、入ったんじゃないかという推定なんです。したがって、ほかの場合には、原因が特定できない限りは簡単に炉を動かすということはないほうがいいだろうと考えます。

ですから、それについては何がどうなったか原因がはっきりして、対策が明確にならない中、皆さんも不安でしょうから、その辺についてはきちっと基準をこれよりも細かく、これは単なるフローですから、こういった場合にどうするのかという手順については、もう少し細かいものを定めていきたいと思っておりますし、定めなければいけないものだと。それについては地元協議会の中でもご議論いただいて、要するに環境保全協定書にかかわる問題になってきますから、これこそ地元協議会の中でいろいろ議論いただいた上で、また再度練ってきたいと思っております。

施設部会長 : 事務局のいい回答がありまして、こういうA委員のご意見が事務局のご

意見だろうと思いますが、私もそこがちょっと腑に落ちないところだったんですけれども、結局、こういう健康被害に関するいろいろな部会を開いて細かく議論する、あるいは対策について施設部会を開いて議論すると。そういう議論をしている間に炉をとめなきゃいけない、再開しなきゃいけないという事態が現場が一番困ると思うんです。でも、それは問題が重大だから、とめておくべきだということもあると思うんです。ですから、そのところは、専門委員会を開いて、専門委員会の中で皆さんのご意見を聞いて、これは拙速に再開すべきじゃない、この問題は大きいんだ、そこでしっかり調査しろという話になれば、そういうことを事務局に具申することになる。そういうことになりますかね。皆さんのご意見を聞きたいんです。ここのフローでこうすべきだと。

K 委員 : まず、前にも申し上げたんですけれども、運転管理とか事故を想定したときに起こる問題と、それから健康に関する問題とは分けて考えないといけないと思います。事象発生という客観的な事実があって、それを組合が認識したあとのフローがここには載っているんですけれども、健康問題についていうと、これじゃまずいんです。

前にも申し上げましたけれども、杉並病の教訓はこのフローからは生かされてないと私は思います。最初に私は定期的に地元住民の健康診断をやってほしいと申し上げたんですけれども、それはいろいろな事情で合意が取れず、今は納得しているんですが、それにかわるものとして協定書に苦情処理の条項があります。健康問題がもし起これば苦情としてここに表れるはずだから、そういう苦情はまず健康部会に上げて、ここには専門の先生方がおられるし、住民代表もいるわけですから、そういうことについて事象発生と見るのか見ないのか、ここで健康被害の有無を議論するというフローをつくってもらわないと、私どもがそもそも専門委員会をつくった意味が半分なくなってしまうので、そこをお願いします。

施設部会長 : 私もそこがちょっと気になっておりまして、最初にこれは専門的に検討すべきだという、この専門委員会にテーマとしてお出しになる。その議論をするというところがどうしても一つ要するという気がいたします。

副委員長 : 確かにおっしゃるとおり、健康問題というのは別個のものと。ただ、健康問題といいましても、そういう環境の影響というものは急性に出るものと慢性のものもありますし、簡単に扱う、簡単に感知できる、発見で

きるということではないこともあると思います。ですから、今、水銀のことばかり話題になっているから、水銀のことがすぐ頭に浮かびますけれども、そのほかにさまざまな物質のこともございますし、そういう意味では慎重に進めていくというのは必要なことだと思います。ただ、慎重に進めていくのは必要なことなんですけれども、具体的にどうするかということになりますと、すぐぱっぱっというぐあいにはできないことがあるかなど、ちょっとそういう戸惑いはあると思います。

施設部会長： ちょっと整理いたしますと、全体的な今後のこの専門部会の果たすべき役割のフローになっているので、もっと一般的に議論すると、まだ色々不備があると、私もそう思います。

ただ、さっき事務局がおっしゃったような、今4回起きてしまった水銀の問題に関していうと、一応炉をとめ、様子を見て洗浄して、再開するというあの一定の手続についてはそういうことを前提に地元の協議会の皆さんに了解を求めて、再開につなげていくというご提案がされていると思うんですが、それはそういうご提案も聞かれていますか。

F 委員： 手続は、今お話になったように、会長や、私、副会長をやらせてもらっているわけですが、伺っています。だから、形の上でいえば、先生がお話のような手続を踏まれて、了解しているということになりますが、この問題が地元協議会で議論されたことはまだ一度もない。会長、副会長、そういう立場としてお話を伺って、地元協議会という場で水銀問題はまだ一度も議論されてないわけです。例えば、今、一時停止して洗浄してとか、そういうこととして取り扱いましようということになれば、それはそれとして了解されれば、それが基本的なさっきの資料7の手続のようなことが、皆さんが理解してわかったとなれば、通常的に今度それが生かされていくことになると思うんです。だから、それはそういう手続が今まだされてないので、そういう意味で緊急避難的なものとして今やられているということだと思います。

一般的な審議の問題とすれば、僕はここに示されているようなフローで、事象発生というのは言葉の問題としてどういう言葉を使ったほうがいいのかわかりませんが、ある問題が起きてというのは、ある問題をどう受けるのかという問題は確かにありますね。しかし、僕がこの前のときに要望したのは、ある問題が起きて、それが地元協議会に出されて、さまざま

まな大勢の地域住民の要望、意見を踏まえて、これは専門委員会で検討してもらおうという流れになるのが私たちとしては最も望ましい。

僕はそういう意味でこれを見ていますので、あまり異論はなくて、この流れでやっていただければいいのかなと思っているわけです。

施設部会長：　そういう意味でいいますと、我々専門委員会のほうも組合からこういうことを検討してくれと言われるよりは、地元協議会開催を依頼して、地元協議会が開催されて、状況を理解いただいて、いろいろな意見が出た。その結果、専門委員会の話をちゃんと聞こうじゃないかという話で、あるいはこういうテーマで議論して検討してくれないかという話に来て、ここで初めてこの専門委員会のテーマに設定されるという形をとるのが自然だなという気がするんです。だから、そういうのは一番いいんですけども、多分、事務局が言うのは急ぐときにどういう方法があるか、もうちょっといい方法はないかと。多分そういう要請もあるんじゃないかと思うんです。

水銀問題でとめちゃったと。でも、ごみはどんどん来ている。それは確かに一度、二度経験していて、こういう立ち上げ方をすると、そんな問題は起きないよねという話のときに、一々専門委員会まで諮らなきゃいけませんかというのが、先ほどの説明だとちょっと意見としてあるような気がするんです。ですから、そのポイントは専門委員会が言う話でもないような気がするんです。事務局と協議会のほうで話していただければいいような気がするんですけども、ちょっとそこはどうなんでしょうかね。地元協議会での内部のご意見がどういうふうになっているのか、もう少し説明してもらえるといいんですけど。

F 委員：　地元協議会は先ほど申し上げたように、こうした問題についてまだ議論してないというので、どうなっているのかというのは私がお答えする立場じゃないんですけども、先ほど申し上げましたように、資料7のような基本手順が決まれば、それは都度開催してという話ではなくて、これに基づいて対応できるわけです。それを地元協議会の人たちは理解するわけです。それはそういうこととして確認しているわけですから。

さっき申し上げたのは、今回の場合はそういう議論は地元協議会の場では一切まだないわけです。緊急避難的に会長と私は、事務局のほうからこういうふうな形で一時停止して、洗浄して動かしますよという話をお伺いして、わかりましたと。だから、地元協議会へ帰れば、そうした経過につ

いて了解を求める。新しい手続はこういうふうないろいろなことをすることで確認していますという話で、理解してもらうことになるわけです。ということだと思っんですが。

施設部会長： そうしますと、今、我々が議論したこの基本操作手順というので水銀が出た場合のとめ方、これはとめ方にも相当丁寧にやる必要があると私は言いましたけれども、それは置いといて、流れとしてはこれでいいんじゃないかと。専門委員会としての意見は大多数はそうでしたと。

そういう意見をもとにすると、このフローでは対応策を事務局に提言することになっていて、その事務局は地元協議会に提言内容を報告して、提言に基づいて対策を実施するというので、これは報告してで終わっているんですね。報告したけれども、納得しないよという話のときは、組合と協議会でまた協議をしてもらうということでしょう。それはあんな専門委員会の提言なんか聞かないよということもあり得るでしょう。でも、そこについては、こういう流れで一応専門委員会のご意見を組合にお出ししますという流れでいきますということなんです、これ。ですから、専門委員会がいいと言ったら、みんな聞かなきゃいけないんだという話でも何でもないわけで、そういう専門家の意見がここでこんなふうにとまって、組合のほうへ提言したという流れをつくってくださいということになっているんです。その提言を受けてどうされるかは、協議会でまた判断されればよいということだと思っんです。

そういう意味では先ほどK委員がおっしゃったように、本当は健康被害とかの発生というのは何が被害なのか、何が起きているのかというのを押さえるところがなかなか難しく、それが専門委員会の課題として設定されるまでがむしろ大変なんだという課題があるから、一般化するにはなかなか大きい課題がここに残っているので、そこは継続的にまた議論していきたいと思いますが、健康部会のほうもございますので。

それから、水銀に関連していえば、資料7の緊急時の異常上昇時、炉をとめていくというフロー、とめなくてもいいんだよという意見も中にはありましたけれども、やっぱりとめていこうという提案が専門委員会の大多数だということで、事務局のほうにはご報告していきたいということになると思っます。

それでは、一応議論が出て、今の段階で言っておきたいことは特にござ

いませんか。なければ、次に健康部会のほうをちょっとお願いしたいと思います。

健康部会長： なかなか議論が白熱といますか、大事なことですから、時間を節約しちゃ本当はいけないので、行き着くところまで議論しなくちゃいけないんですけれども、予定では健康部会を開催ということだったんですけれども、時間がちょっとあれですので、いろいろ健康のことにもかかわってお話があったと思うんですけれども、私はきょうメモを準備するようなことで考えておりましたけれども、皆さん方のいろいろな意見を、今、資料8で健康のチェックのところ少しフローの中にありましたけれども、どうやって近隣住民の健康を見守っていくのかということについても、皆さん方のご意見を聞いて何か正論をつくっていきたいと考えておりますので、ちょっときょう時間がないんですけれども、この次の会には少しそのあたりをご準備いただいて、ご発言いただくようなことでお願いできればと思うので、いかがでしょうか。

委員長： それでは、健康部会は次に本格的な議論をいただくということで、よろしく願いいたします。

それでは、専門委員会を再開いたしまして、健康部会のほうで特に議論がございませんでしたので、日程のほうへ入っていきたいと思います。

次回は9月27日（金曜日）に委員会を開催したいというのが第1案でございしますが、いかがでしょうか。

（日程調整）

それでは、9月27日（金曜日）夜7時から、またこの会議を開きたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

きょうはどうも長時間ありがとうございました。

21時20分 散会